

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を一部支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、総合職として就労していたところ、平成〇年〇月〇日、出張先からの帰宅途中の交通事故により「右腕神経叢損傷」（以下「本件傷病」という。）を負った。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、本件傷病を業務上の事由によるものであると認め、休業補償給付を支給する旨の処分をした。その後、請求人は監督署長に対し平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間（以下「本件請求期間」という。）のうち〇日間について、休業補償給付を〇回にわたり請求したところ、監督署長は、当該請求に対し、通院日である〇日間は支給する旨の処分をし、その余の日については、療養のため労働ができなかったとは認められないとして支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けで平成〇年〇月〇日分の請求について支給しないとする部分は取り消し、その余については棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件請求期間における休業補償給付の請求に対し、一部を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人が主張する疼痛について、C医師は平成○年○月○日付け診断書において、「平成○年○月より現在まで神経障害性疼痛により就業困難であった」と述べ、さらに平成○年○月○日付け診断書において、「外来通院中であるが、疼痛は変動するものの著明であり、高度の場合は休業を要するが、その判断は本人に委ねている。」と述べ、療養のため休業を要する激しい痛みであるか否かは請求人の判断によるとしている。

この点、請求人は、平成○年○月○日の監督署の電話調査に対して、「D病院への通院日と自分の判断で、痛みが強い日に休んだ。自分の判断というのは、朝、着替えるのが億劫になる痛みの日である。」と申述し、本件公開審理において「仕事がもらえず、出勤しても字を書く練習などが多かったため」と休業の判断に痛み以外の理由も述べている。

また、E医師は、平成○年○月○日付け意見書において、通院日以外の休業については、療養のための休業とは認められない旨述べている。

これらのことから、当審査会としても、請求人の主張する通院日以外の日の休業については、自己判断に基づくものであり、1日休業せざるを得ないほどの激しい痛みによるものであったとまで認めることはできず、C医師の述べる「疼痛が高度の場合は休業を要する」との指示による休業に該当するとはいえないものと判断する。

- (2) なお、請求人は、E医師作成の平成○年○月○日付け意見書に、「被災から○

年以上が経過していること」と記載されていることについて、通院日以外不支給とされた平成〇年〇月の時点で被災から〇年は経過していない旨主張するが、この点、E医師は、休業の可否ではなく症状固定の時期について判断したものであり、意見書作成時点において、〇年以上経過していること、主治医意見から症状固定の時期に達している旨述べているものであることを付言する。

- 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を一部支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。